

島根大学医学部附属病院における治験に係る標準手順書及び書式の改正について(2016.4.13)

No.	改正(案)	現行	改正理由
	<p>p41 VIII. 臨床研究審査部会(IRB)審査手順</p> <p>2. 部会</p> <p>4) 利益相反の管理 部会長及び部会員は、島根大学医学部等臨床研究利益相反マネジメント委員会の要求に応じて利益相反に係る自己申告書を提出する。</p> <p>2 5) 審査手順 ①部会は、審査資料に基づき、当IRBでの審議の適否について及び次に掲げる事項について当該治験等の実施及び継続についての適否、その他治験等の調査及び審査を行う。また、研究者の利益相反について、島根大学医学部等臨床研究利益相反マネジメント委員会から何らかの勧告があった場合は、それを踏まえて審議を行う。</p>	<p>p41 VIII. 臨床研究審査部会(IRB)審査手順</p> <p>2. 部会</p> <p>4) 審査手順 ①部会は、審査資料に基づき、当IRBでの審議の適否について及び次に掲げる事項について当該治験等の実施及び継続についての適否、その他治験等の調査及び審査を行う。</p>	<p>臨床研究利益相反マネジメント委員会が医学部内に新たにできたことにより、同委員会に関する新たな対応が必要になったため。</p>
	<p>P43</p> <p>6) 迅速審査 7) 記録の保存 1 8) 島根大学医学部附属病院臨床研究審査部会員名簿</p>	<p>P43</p> <p>5) 迅速審査 6) 記録の保存 7) 島根大学医学部附属病院臨床研究審査部会員名簿</p>	